平成２２年（フ）第６７３号
静岡県島田市御仮屋町8876―23―20Ａ野村方、住民票上の住所静岡県島田市横井４丁目１番18号
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６号
兵庫県揖保郡太子町鵤1121番地５、商業登記簿上の本店所在地兵庫県揖保郡太子町鵤1121番地の６
破産者　有限会社ジオテック
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３０号
宮城県登米市迫町佐沼字南元丁115番地の13
破産者　有限会社佐沼フード
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第９２７号
埼玉県上尾市大字瓦葺1985番地の11
破産者　有限会社エスエスジャパン
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
さいたま市大宮区宮町２丁目65番地
破産者　有限会社安心堂
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６８号
さいたま市大宮区仲町２丁目56番地
破産者　株式会社誠和プロフィール
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
埼玉県川越市大字今福829番地３
破産者　株式会社日本拓建
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４号
長野県小諸市大字八満634番地
破産者　有限会社池田建設
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１１３号
岩手県奥州市水沢区姉体町字五輪７番地
破産者　有限会社吉田乳配
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第８０号
山形市大字大森字岡門伝1423番地の18
破産者　秋葉グループ事業協同組合
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４８号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1213番地３
破産者　有限会社篠崎造園土木建設
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８４２号
横浜市都筑区東山田２丁目17番10号
破産者　有限会社チャップミー
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５号
長野県上水内郡信濃町大字大井517番地
破産者　株式会社新成建設工業
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
長野県上水内郡信濃町大字大井517番地
破産者　竹内　卓弥
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４３号
名古屋市緑区鳴海町字母呂後76番地
破産者　有限会社岡山技研
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４４号
愛知県東海市加木屋町北鹿持32番地の16
破産者　ファイブスターズ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４５号
愛知県小牧市本庄1195―１　有限会社小牧渥美組Ｃ―422、住民票上の住所愛知県東海市加木屋町北鹿持32番地の16
破産者　堀田昌義こと　堀田　重信
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１８号
名古屋市中区正木２丁目４番18号
破産者　株式会社ＮＥＵＥ健診部
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８６号
三重県四日市市楠町南川480番地
破産者　佐藤　文代
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０８２号
大阪市淀川区西中島５丁目１番４―501
破産者　株式会社横山工務店
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２６号
大阪市西成区天神ノ森１丁目17番25号
破産者　株式会社大石工務店
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８９号
大阪府東大阪市荒本新町４番17号
破産者　株式会社創心コーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部